平成２９年（フ）第９２８６号
東京都台東区台東３丁目16―10
破産者　山口　早苗
1　決定年月日　平成30年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９２９５号
東京都渋谷区代々木５丁目15番10―208号
破産者　株式会社山雅
1　決定年月日　平成30年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９３０３号
東京都港区新橋２丁目19番７号
破産者　株式会社ＵＮＬｏｕｎｇｅ
1　決定年月日　平成30年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９３０４号
東京都足立区西新井２丁目25―６―204
破産者　家亀　智裕
1　決定年月日　平成30年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９４０３号
東京都足立区東和４丁目14―２―110
破産者　櫓井裕一郎
1　決定年月日　平成30年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４５号
東京都台東区今戸２丁目36―６―301
破産者　宮島　拓美
1　決定年月日　平成30年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第９１号
千葉県松戸市新松戸南１―146―102、住民票上の住所千葉県鎌ケ谷市中佐津間１丁目６―12
破産者　栗山　貴雄
1　決定年月日　平成30年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第９３号
東京都江東区平野２丁目11―５―604
破産者　笹嶋　昌男
1　決定年月日　平成30年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１０３号
神奈川県伊勢原市伊勢原２丁目16―８―203
破産者　中澤　敏夫
1　決定年月日　平成30年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１０４号
東京都葛飾区立石５丁目４―13―102
破産者　早坂　源一
1　決定年月日　平成30年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１１０号
東京都杉並区堀ノ内１丁目15―14―103
破産者　郡　久美子
1　決定年月日　平成30年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１３０号
東京都足立区谷在家１丁目19―７―201
破産者　藤山　昌宏
1　決定年月日　平成30年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１３７号
東京都新宿区若松町10―８―107
破産者　村松　　誠
1　決定年月日　平成30年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１４７号
東京都八王子市下柚木605―１　ルナタウンＣ１号
破産者　中尾　博光
1　決定年月日　平成30年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１４８号
東京都八王子市下柚木605―１　ルナタウンＣ１号
破産者　中尾かをり
1　決定年月日　平成30年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１７２号
東京都大田区矢口１丁目10―８―201
破産者　吉田　里子
1　決定年月日　平成30年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１８８号
東京都足立区千住橋戸町44―１―1402
破産者　川嶋　靖恵
1　決定年月日　平成30年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１９６号
東京都多摩市関戸５丁目15―15　Ｆハウス303
破産者　中島　雄一
1　決定年月日　平成30年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２１５号
東京都大田区石川町２丁目１―３―405
破産者　石井　隼斗
1　決定年月日　平成30年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１７０５号
埼玉県志木市中宗岡４丁目３番36号
破産者　有限会社プラスアルファ
1　決定年月日　平成30年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第３４１号
千葉県松戸市上本郷911番地２
破産者　有限会社鹿嶋
1　決定年月日　平成30年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第３４２号
千葉県松戸市松戸2301番地10
破産者　有限会社七星
1　決定年月日　平成30年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部